

明治薬科大学機関リポジトリ運用指針

令和8年3月4日
図書館運営委員会制定

(目的)

1. 明治薬科大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)は、明治薬科大学(以下「本学」という。)において作成された、研究・教育等の成果物(以下「成果物」という。)を収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の進展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

本指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定める。

(管理運用)

2. リポジトリの運用は、明治薬科大学図書館(以下「図書館」という。)において行うものとする。

(登録対象)

3. 登録の対象となる成果物は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 本学における学術的研究・教育成果物であること

ア 本学における教育・研究の成果

イ 本学が学位を授与した学位論文

ウ 本学及び学内部局等が発行する紀要等刊行物

エ 学内に基盤を持つ学会・研究会等が発行する紀要等刊行物

(2) ネットワークを通じて配信できること。

(3) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(4) その他、図書館長が認めたもの。

(登録者)

4. リポジトリに成果物を登録できる者(以下「登録者」という。)は以下に掲げる者とする。

(1) 本学に在籍する又は、在籍したことのある教職員

(2) 本学に在籍する又は、在籍したことのある大学院生

(3) その他、図書館長が認めた者

(登録)

5. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて成果を登録することができる。ただし、登録にあたっては図書館がその登録作業を代行することができる。

(登録の手続き)

6. 登録者は、「明治薬科大学機関リポジトリ登録・公開申請書」を図書館長へ提出したのち、リポジトリ登録システムにより教育・研究成果の登録が行える。
なお、研究紀要・博士論文は申請なしに登録するものとする。

(登録された成果の利用)

7. 図書館は、下記の方法で登録された教育・研究成果を利用するものとし、登録者はこのことを許諾する。

- (1) 成果の複製とリポジトリを構築するサーバーへの格納
- (2) ネットワークを介した複製物の不特定多数への無償送信
- (3) 保存および利用維持のための複製・媒体変換

(成果物の著作権と利用承諾)

8. 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。
9. 登録者は、リポジトリに登録する成果について、あらかじめ著作権者から前7項に掲げた利用についての許諾を得ておかなければならない。

(登録された成果物の削除・非公開)

10. 図書館は、次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された成果物を削除または非公開にすることができる。

- (1) 登録者が削除の申請を行い、図書館長が承認した場合。
- (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと図書館長が認める場合。
- (3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

(免責事項)

11. 本学は、リポジトリに登録された成果を利用することにより発生したいかなる損害についても、責任を負わないものとする。

(改廃)

12. この運用指針の改廃は、図書館・資料館運営委員会の議を経て行うものとする。

(その他)

13. 運用指針に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附則 この方針は、令和8年3月16日から施行する。